

個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年 12 月 23 日
神奈川県条例第 63 号

(法第 108 条の規定による条例で定める手続)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 108 条に規定する県の機関（知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続については、次条、第 3 条及び第 5 条から第 11 条までに定めるところによる。

(開示決定等の期限)

第 2 条 法第 83 条第 1 項に規定する開示決定等の期限は、同項本文の規定にかかわらず、開示請求があった日から 15 日以内とする。

(開示決定等の期限の特例)

第 3 条 法第 84 条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をしなければならない期限は、同条前段の規定にかかわらず、開示請求があった日から 45 日以内とする。

(保有個人情報の開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による開示を行う場合において、写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正請求権)

第 5 条 法第 90 条第 1 項の規定による保有個人情報の訂正請求は、同項本文及び同条第 3

項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（訂正請求の手続）

第6条 法第91条第1項に規定する訂正請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第7条 法第81条の規定は、県の機関等に対する訂正請求の手続について準用する。

（利用停止請求権）

第8条 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（利用停止請求の手続）

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第10条 法第81条の規定は、県の機関等に対する利用停止請求の手続について準用する。

（審査会への諮問）

第11条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しその他県の機関等が定める書類を添えてしなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円

に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（施行の状況の公表）

第13条 県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表するものとする。

（審議会への諮問）

第14条 法第129条の規定により、県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) 個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合
- (2) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合
- (3) 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な

措置を講ずる場合

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。